

平成30年度第8回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年11月12日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年11月12日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

長洲・清里区域	磯川 伸哉
---------	-------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第18号	許可不要転用届について
議案第24号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第26号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第27号	農用地利用集積計画（案）の決定について
	その他

事務局

起立。礼。着席。

ただいまから平成30年度第8回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をよろしく申し上げます。

おはようございます。米の収穫もようやく皆さん終わって、ほっとされたところだと思いますが、今年は米のできも例年よりも少しよかったという話も聞きました。台風も来ましたが、風向きがよかったのか被害もあんまりなくて、それから虫の発生が今年は少なかったという話もあっておりまして、今年は例年よりよかったと思っております。

11月に入りますと、やっぱり昼、夜の温度差が非常に激しくて、昼は汗がにじむような感じですけど、朝晩は冷え込みます。体調管理を十分していただいて、そしてまた麦作りもいろいろ始まるかと思えます。どうぞ、頑張ってください。

それからもう1件、先月の定例会のときにちょっと農機具の事故の話をしていただきましたけれども、事故が起きております。

注意とかの話をしておりますが、ちょっとした不注意で、油断とか、こんぐらいよかろうもんということで事故が起きる可能性がありますので、さらに注意をしていただきたいと思います。

今日は第8回の定例会でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本日の委員の出席状況ですけれども、本日は全員出席をいただいております。10名中10名の出席でございまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをまずは御報告をさせていただきます。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第18号「許可不要転用届について」、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第27号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名、押印することになっており、本日の議事録署名委員は、3番土山委員、

4 番中嶋委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。1 ページです。

報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、報告第16号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告をいたします。

農地の取得等による移動につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づきまして手続きが必要となりますが、農地法第3条の3の規定につきましては、農地法第3条第1項の手続によらず農地を取得した場合は、農業委員会に移動の届出をすることとなっております。具体的には、相続や時効等による農地の取得になります。今回、農地取得による届出がありましたので、御報告をいたします。

1 ページの受付番号1 番になります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

簡単ですが、以上で報告第16号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か御意見、質問等はありませんか。

濱北会長 — ありません の声有 —

濱北会長 ないと認めます。報告第16号はこれをもって終わります。次に進みます。2 ページです。

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書2 ページ、受付番号45番、それと46番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ではございますが、報告第17号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明が終わりました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 — ありません の声有 —

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第17号はこれをもって終わります。次に進みます。3 ページです。

報告第18号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

報告第18号です。許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号が6番になります。議案書の3ページです。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

なお、備考に許可不要規定を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

申請理由につきましては議案書に記載のとおり、特別高圧送電線の張りかえ工事に伴い、工事用地として使用するものです。用地の使用につきましては、マット等を敷設し、機材を設置するとのこと。また、工事終了後は、原形復旧し、返地するというごさいます。あわせて、農地所有者及び耕作者からの工事承諾書が添付をされております。

なお、工期につきましては、平成30年11月15日から平成31年3月31日となっております。また、説明資料1、2ページのほうに大まかですけれども、設置予定地の概要図を載せておりますので御参照ください。

以上で報告第18号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について、何か御意見、御質問等はないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、報告第18号はこれをもって終わりといいたします。

次に進みます。4ページです。

議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

議案書の4、5ページになります。まず、受付番号7番の御説明をいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、6、7ページに字図等を載せております。長洲駅の南東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3、4ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積6,191㎡、農作業歴43年の経験がごさいます。家族3人で作業を行ってられるということです。申請地には水稻の作付をするということであり、今後も全ての農地を利用するとのこと。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、管理機1台を所有されており、その他作業については委託をされておられます。

通作距離につきましては、自宅から5分程度ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、これまでも水稻の作付を行っており、今後も作付を行っていくため周辺農地への影響はないということです。また、周辺農地の除草作業等に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めていくということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は6,501㎡であり、下限面積の5,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号7番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで、補足説明を農業委員3番の土山委員にお願いいたします。

土山委員

3番の土山です。

ここは、譲受人が今度買う農地と一緒にあぜなしでずっと米をつくらせておられます。米の後は、裏作は六栄の方が麦をつくります。こちらの説明資料の4ページを見てもらうとわかりますけど、一面が農地で何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。

濱北会長

ありがとうございました。

坂井推進委員

続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。推進委員の坂井です。

先ほど説明がありましたような概況になっております。現状、既にあぜもありませんで、一枚として活用されていらっしゃるようですので、何も問題ないかと思えます。審議のほうよろしく願います。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号7番については原案どおり決定をいたします。

次に進みます。

事務局

受付番号8番と9番は関連がありますので一括して行います。事務局より説明を求めます。

それでは、受付番号8番は、こちらが親子による贈与、所有権移転、それと受付番号9番、こちらが売買による所有権移転となります。ちょっと関連がありますので、合わせて御説明をさせていただきます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、8から13ページに字図等を載せております。

J A長洲供給センター西側周辺ということでございます。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。まず、受付番号8番は説明資料の5、6ページ、受付番号9番については説明資料の7、8ページですので、あわせた形ですけれども、ごらんいただければと思います。

全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積2,049㎡、農作業歴5年の経験があり、家族二人で作業を行っておられます。申請地には水稻、野菜の作付を行うということであり、今後も全ての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台、動力噴霧器2台、営農トラック1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で大体1分から3分程度ということで、地域との調和要件、申請地にはこれまでも水稻、野菜の作付をしており、今後も作付を行っていくため、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということでございます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということです。地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、受付番号8番と9番を合わせまして、取得後は5,665㎡であり、下限面積の5,000㎡を超えるということから問題ないと考えられます。

以上、受付番号8番、9番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局から説明がございました。補足説明を農業委員8番、大淵委員にお願いいたします。

大淵委員

8番の大淵です。

現況を見にいきましたところ、何も差しさわるようなところはなかったように思います。

以上です。つけ加えるところもありません。

濱北会長

ありがとうございました。

徳永推進委員

続きまして、担当推進委員の徳永推進委員に御意見を伺います。

隣地は、周りが水田に囲まれており、用排水路もしっかりされておりますので、何も問題ないと思います。審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号8番と9番については原案のとおり決定をいたします。

事務局

次に進みます。

受付番号10番です。事務局より説明をお願いします。

それでは、受付番号10番でございます。5ページになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地は14、15ページに字図等を載せております。清里小学校、北西側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の9、10ページをあわせてごらんください。

この申請については、議案第26号、受付番号20番とも関連がございます。個人住宅建設に伴い、申請地を分筆した際の残地を売買により所有権を移転するものでございます。また、こちらは後のほうで御説明いたします。

全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積3万2,455㎡、農作業歴30年の経験があり、家族二人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を行うということであり、今後も全ての農地を利用するということでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、もみすり機1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を計画されており、周辺農地への影響が出ないよう十分考慮し、栽培を行っていくということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は3万2,754㎡であり、下限面積の5,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号10番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。最初に局長より説明がありましたとおり、議案第26号、受付番号20番との関連がありますので、担当委員、推進委員の補足説明と議決は、そのときに行いたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

－異議なし の声有－

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。16ページです。

議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。

議案書の16ページになります。受付番号1番で説明をいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、18、19ページに字図等を載せております。マルエイ新長洲店付近になります。なお、この議案も申請は議案第26号、受付番号18番との関連がございますので、そちらも合わせての話になります。

今回の申請につきましては、既に事業が完了しておりますので、追認案件となります。なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対しての始末書が添付されています。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の11、12ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、隣地に店舗を貸しており既存駐車場では手狭になったことにより、貸し駐車場用地の拡張ということでございます。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了をしております。

計画面積の妥当性につきましては、既存駐車スペースが4台分であり、申請地に4台分の駐車スペースと回転スペースを建設するものであり、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は土地の形状を変えることなく駐車場として利用できるため、造成工事による土砂流出はないということでございます。また、周辺には農地はないため、営農に影響を与えることはないということです。

その他、給水はなく雨水について自然浸透という形でございます。

以上、受付番号1番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この案件につきましても、次の議案第26号、受付番号18番と関連がありますので、担当委員、推進委員の補足説明と議決はそのときに行いたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

－異議なし の声有－

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。20ページです。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

済みません。2件が関連性のある議案が続いて申しわけないんですけども、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。議案書の20ページ、21ページをお願いいたし

ます。受付番号18番のほうを御説明いたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、22、23ページに字図等を載せております。先ほどと同じくマルエイ新長洲店周辺になります。先ほど御説明いたしました議案第25号、受付番号1番との関連があるものです。

こちらの申請につきましても、既に事業が完了しているため、追認案件ということになります。なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対しての始末書がこちらについても添付をされております。

許可基準について御説明いたします。説明資料の13、14ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

申請理由につきましては、隣地で経営している飲食店の駐車場用地として売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書及び残高証明書の合計が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しております。

計画面積の妥当性につきましては、申請地に13台分の駐車スペースの建設であり、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に関する営農条件の支障の有無につきましては、申請地は土地の形状を変えることなく駐車場として利用できるため、造成工事による土砂流出はないと。また、周辺には農地がないため、営農に影響を与えることはないということでございます。

その他、給水はなく雨水については現状のまま自然浸透ということでございます。

以上、受付番号18番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を先ほどの議案第25号、受付番号1番と合わせて、農業委員の6番濱崎委員にお願いをいたします。

濱崎委員

6番濱崎です。

既に建物等があつて駐車場としてももう数年利用されている状態で、また周辺には田んぼ、田畑はないので、何も問題ないかと思われまます。審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。この件について何か質問等はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第25号、受付番号1番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、議案第26号、受付番号18番について、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第26号、受付番号18番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号19番です。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、受付番号19番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、24、25ページに字図等を載せております。国道501号線、行末川付近の長洲町と玉名市の境になります。

こちらにつきましては、8月の定例会で御審議をいただいております。

県へ意見書を添えて提出してはありますが、その後、申請の取り下げがあったため、先日の定例会において、取り下げの御報告をさせていただいているところです。

今回、申請がありましたので、また再度の御審議ということになります。

それでは、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の15、16ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、農業用施設建設のため、売買による所有権移転となっております。

申請者は、認定農業者として長洲町で米10ha、大豆4ha、麦15ha、玉名市で大豆3ha、麦2haを耕作しており、現在は実家の農業用倉庫等を使用しているが手狭な状況であり、倉庫に入らない機械は別の土地を借りて置いている状況ということでございます。

所有機械等は軽トラック3台、トラクター3台、ブームスプレーヤ1台、その他各種ロータリーなど多数所有しておられます。現在は、既存倉庫を中心に長洲町と玉名市を行き来しており、申請地に農業用倉庫を建設することで機械及び資材置き場となり、農地も近いため時間短縮やコスト削減に大きくつなげるためのものです。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地と判断してございます。原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。例外要件につきましては、農地法施行令第4条第1項第

2号のイの規定に基づき、申請に係る農地を農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもので、不許可の例外に該当するというところでございます。

資力につきましては、融資証明書による融資額が事業費を超過しています。また、融資先については、金融機関からの残高証明書が添付されており、融資額を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年1月10日着工予定、平成31年6月30日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、農業用施設建設によるものであり、農業用施設2棟、プレハブ倉庫4棟であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

なお、土地改良区との農地転用に係る事前協議完了証明書が添付をされております。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成に係る土砂流出、堆積、粉じん等の被害が出ないように、十分注意をし、ガス、湧水、捨て石により影響が出ないようにするというところでございます。また、周辺の耕作農地に被害を及ぼさないよう万全を期すというところでございます。

その他、給水はなく雨水については砂利敷きに敷設し、自然浸透により処理をするというところでございます。

以上、受付番号19番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。事務局より説明がございました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

ここは、前回8月にやりました現場でございます。譲受人につきましては息子さんが後継者となり、今拡大をされている農家でありますので、今後、こちらの地区のほうの面積も増やしておられます。自宅だけの倉庫については、かなり狭いところでもありまして、こちらのほうに建ててということでもありますので、審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見を伺ひます。

中村推進委員

中村です。

別に何の問題もないと思ひます。建屋を建てられても別に何の問題もございませぬので、審議をよろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局と担当委員、担当推進委員の説明がございました。この件について、何か御意見等はござい

	<p>ませんか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>－賛成者挙手－</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号19番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>受付番号20番です。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、受付番号20番になります。</p> <p>この申請につきまして、先ほど御説明いたしました議案第24号、受付番号10番との関連があります。分筆した土地の売買による所有権移転ということでございます。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書の21ページのとおりでございます。</p> <p>申請地は26、27ページに字図等を載せております。清里小学校の北西側になります。</p> <p>許可基準等について御説明をいたします。説明資料の17、18ページのほうをごらんください。</p> <p>申請理由につきましては、個人住宅建築による売買の所有権移転となっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。</p> <p>資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査結果通知による融資金額が事業費を超過しているため、適当と思われま</p>
	<p>計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建築であり、非農家住宅基準面積、おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、整地を行う程度でございまして、大規模な造成工事を行わないが、細心の注意を払い工事に着手するというところでございます。また、土砂流出のおそれがあるところには土どめを設置するというところでございます。</p> <p>その他、給水は町上水道、それと生活雑排水及び汚水は町下水道へ、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流となっております。</p> <p>以上、受付番号20番の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を先ほどの議案第24号、受付番号10番と合わせて、農業委員の3番土山委員をお願いいたします。</p>
土山委員	<p>3番の土山です。</p> <p>親子に移すような形ですね。27ページを見てもらいますとわかりま</p>

すように、分筆して269-1番を息子にやるということです。269-2をおやじさんが買うという感じになっております。それから、こっちの小さい南のほうの道は下り坂になっております。そして、この入り口はちょうど道路と同じ高さになっております。左のほうの大きい道路は、畑から2mぐらい低い状態です。そして、宅地つくるときは何も問題ないと思いますけど、畑をする場合は、冬場はこの道路の南側、271-2、山林と書いてあるのが竹やぶなんです。ほんで、冬場は影が差すちゅう状態です。しかし、耕作とか家を建てるには何ら支障はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。

坂井推進委員

推進委員の坂井です。

土地の転用等につきましては、先ほど土山委員がおっしゃったとおりでございます。高低差があったのと、あと接道がちょっと狭かったり等ありますが、問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありましたけど、この件について、何か質疑、質問等がございますか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第24号、受付番号10番については原案どおり決定をいたします。

続きまして、議案第26号、受付番号20番について賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。同じく全員賛成ですので、受付番号20番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

最後になります。28ページです。

議案第27号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第27号、農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、29ページが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括になります。

続いて、30ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となっております。

詳細につきましては、31ページから、賃借権が5件、10筆、1万2,014㎡となっております。

濱北会長

以上、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。事務局より説明がございました。この件について何か御意見、御質問等はないですか。

濱北会長

—ありません の声有—

ありがとうございます。それでは、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号は原案どおり決定をいたします。

濱北会長

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから、その他の件について何か御質問等はございませんか。

—ありません の声有—

ないようですので、事務局のほうから何か連絡事項等はございませんか。

(その他事務局説明)

1. 12月定例会の日程変更について
2. 農業委員会ブロック別研修会について

濱北会長

これをもちまして平成30年度第8回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時56分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印